

学童保育所のご利用の注意

学童保育所は、昼間に保護者が常時不在である児童が対象であり、申請時の入所要件以外の理由での利用はできません。

入所要件に変更がある場合は要件に応じた必要書類を町役場こども未来課へ提出してください。また、入所要件が消滅した場合や退所を希望する場合は、退所日までに退所届を提出してください。

※保育ができるようになった場合は、速やかにお迎えをお願いします。

警報発令時の取り扱い

- 1, 学校の取り扱いに準じます。(田原本町に警報が発令された場合)
- 2, 前日から災害の発生が予測される場合は、休所になる場合があります。

学校開校日		
内 容	学 校	学童保育所
・午前7時に警報が発令中のとき	自宅待機	自宅待機
・午前10時までに警報が解除されたとき	登 校	開 所
・午前10時に警報が発令中のとき	臨時休業	臨時休所
・学校登校後、学童保育所開所前に警報が発令又は災害が発生した（予測される）とき	下 校	臨時休所
・給食のない日（短縮授業等）の午前9時に警報が発令中のとき	臨時休業	臨時休所
・学童保育所登所後に警報が発令又は災害が発生した（予測される）とき		臨時休所 ※
学校休校日（土曜日、長期休暇等）		
内 容	学童保育所	
・午前8時に警報が発令中のとき	自 宅 待 機	
・午前9時までに警報が解除されたとき ※開所の連絡は入りません。 ※当日出席予定で欠席の場合は、必ず学童保育所まで連絡をお願いします。	警報解除次第、開所	
・午前9時に警報が発令中のとき	臨 時 休 所	

※ 警報発令時に児童がすでに学童保育所へ登所している場合は、保護者に連絡を入れ、至急お迎えを依頼します。

- 3, 注意報が発令されている場合は、通常通り実施します。
また、伝染病（インフルエンザ等）により、学校閉鎖や学級（学年）閉鎖となった児童はその期間、学童保育所を利用できません。

地震発生時の取り扱い

学校の取り扱いに準じます。(田原本町に地震が発生した場合)

内 容	学 校	学童保育所
・震度4以下の地震が発生したとき	登 校	開 所
・学校登校前に震度5弱以上の地震が発生したとき	臨時休業	臨時休所
・学校登校後、学童保育所開所前に震度5弱以上の地震が発生したとき	下 校	臨時休所
・学童保育所登所後に震度5弱以上の地震が発生したとき		臨時休所 ※

※ 地震発生時に児童がすでに学童保育所へ登所している場合は、保護者に連絡を入れ、至急お迎えを依頼します。